

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		加害畜犬に対する処分
根拠法令(例規)及び条項		美唄市畜犬取締り及び野犬掃とう条例第 5 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 34 年 10 月 5 日条例第 13 号
関 係 条 項		同条例第 11 条、第 12 条第 1 項、同条例施行規則第 6 条
所 管 課 係 名		生活環境課環境係
処 分 基 準	基 準	(加害畜犬に対する処分) 第 5 条 市長は、人又は家畜に害を加えた畜犬の飼育者に対し、当該畜犬の殺処分又は畜犬の性癖の矯正及び危害防止のために必要な処置を取ることを命ずることができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		管理不善状態除去の命令
根拠法令(例規)及び条項		美唄市空き地の環境保全に関する条例第 5 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 54 年 3 月 20 日条例第 8 号
関 係 条 項		同条例第 2 条、第 3 条、第 4 条、同条施行規則第 3 条、第 4 条
所 管 課 係 名		生活環境課環境係
処 分 基 準	基 準	空き地が管理不善の状態にあると認めたときは、当該空き地の管理者に対し、期限を定めてその状態の除去について勧告し、勧告を受けた者がこれに従わないときは、期限を定めて管理不善の状態の除去を命ずることができる。 「管理不善の状態」とは、雑草（かん木を含む）が繁茂し、病虫害の発生の要因となるなど空き地が管理されないまま放置されているため、住民の健康を害し、生活環境をそこなうような状態をいう。
	処分基準の未設定理由	ア 審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		使用許可の取消し
根拠法令(例規)及び条項		墓地使用並びに使用料に関する条例第 7 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 23 年 9 月 1 日条例 37 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		生活環境課環境係
処 分 基 準	基 準	第 7 条 墓地使用者は、次の各号の一に該当するときは、市長は、その使用許可を取消することができる。この場合、既納使用料はこれを還付しない。 (1) 許可を受けた目的以外の用に供したとき。 (2) 使用権を得たる後満 1 年を経過するも使用上なんらの設備もないもの (3) 条例に違反し、墓地使用の権利を他に譲渡したとき。 (4) この条例、又はこの条例に基き発する命令に違反したとき。 2 前項により使用許可を取り消されたときは、遅滞なくその場所を原状に回復し、市長にこれを引き渡さなければならない。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—聴聞

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		畜犬の飼育方法の改善命令
根拠法令(例規)及び条項		美唄市畜犬取扱及び野犬掃とう条例第 3 条の 2 第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 34 年 10 月 5 日条例第 13 号
関 係 条 項		同条第 3 条の 2 第 1 項、第 12 条第 2 項
所 管 課 係 名		生活環境課環境係
処 分 基 準	基 準	(畜犬の飼育) 第 3 条の 2 畜犬の飼育者は、次の事項を守らなければならない。 (1) 畜犬が人又は家畜に害を加え、又は迷惑をかけることのないように畜犬を飼育すること。 (2) 畜犬を飼育する場所を常に清潔にしておくこと。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		墓地の管理上必要な措置
根拠法令(例規)及び条項		墓地使用並びに使用料に関する条例第 6 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 23 年 9 月 1 日条例第 37 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		生活環境課環境係
処 分 基 準	基 準	1 次のような場合に必要な措置をとらせることができる。 (1) 公衆衛生上供物等の放置を禁ずる必要がある場合。 (2) 管理上支障となる樹木等の伐採をする必要がある場合。 (3) 墓石等の倒壊のおそれがある場合。 (4) その他管理上必要と認められる場合。 2 次のような場合に使用場所における工作物その他の設備について必要な制限をすることができる。 (1) 隣地に支障となる設備をしている場合。 (2) 通路上に支障となる設備をしている場合。 (3) その他危険な設備であると認められる場合。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—弁明の機会の付与又は省略